

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:神流町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	定住促進住宅資金利子補給	住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利率の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。	町内に居住又は居住を予定する者	1,000万円	借入利率の1/2とし、 年3%を限度	5年			総務課	0274-57-2111 (内線117)	http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=177	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	神流町高齢者住宅改造費補助金	家屋の老朽等により日常生活を営むことに支障があるために、バリアフリーを伴う家屋工事に伴う一部の費用を補助する。(①手すりの取付 ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便器を洋式便器(暖房・洗浄機能付き・コンセントの取付け含む)への取替え ⑥廊下・便所等のスペース拡張 ⑦便所・浴室と寝室の距離短縮 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する付帯工事)	本町に居住し住民票のある、60歳以上のひとり暮らし世帯又は世帯全員が60歳以上の老人世帯でかつ前年所得税非課税世帯の者	1世帯につき1度 補助率 5/6 50万円					保健福祉課	0274-58-2111 (内線332)	http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=121	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	神流町住宅改造費補助金	住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等を行う工事(①廊下、便所等への手すり・フェンスの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便器を洋式便器への取替え⑥居間、寝室等のスペース拡張、増築 ⑦便所、浴室と寝室等の距離短縮 ⑧前各号に掲げる工事に係る住宅改造に必然的に付随する付帯工事 ⑨その他町長が特に認める工事)	本町に居住し住民票のある前年度所得税非課税世帯で以下のいずれかの者 ①65歳以上の者がいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯	5年毎に1度申請可 補助率 1/3 20万円					保健福祉課	0274-58-2111 (内線332)	http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=121	
合併処理浄化槽設置費	助成	神流町戸別合併処理浄化槽整備事業	浄化槽本体の設置工事を町が行う (配管工事及びトイレ改修等は個人負担)	住宅、事務所	規模により異なる			令和2年7月31日 まで	5基	住民生活課	0274-57-2111 (内線144)	http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=144	
住宅家賃	助成	I・Uターン者定住奨励事業	世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。	公務員を除く、I・Uターン者	10000円		3年間			総務課	0274-57-2111 (内線117)	http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=177	